

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 平川市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,273	7,415	454	11,142

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	備考
一般会計	15,801	15,454	348	127	7	20,295	69	
学校給食センター特別会計	393	393	0	0	231	277	0	
尾上地区住宅団地温泉事業特別会計	9	8	2	2	0	0	0	
一般会計等	15,973	15,623	349	129		20,572	69	実質赤字額

(= - )

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

が負数の場合のみ

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足 額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	577	530	48	666	95	1,773	566	法適用
下水道事業会計	831	1,027	197	54	986	12,181	9,623	法適用
簡易水道特別会計	11	11	0	0	6	36	28	法非適用
国民健康保険特別会計	4,179	4,159	20	20	280	0	0	
老人保健特別会計	325	325	0	0	0	0	0	
介護保険特別会計	2,836	2,746	91	91	488	74	0	
後期高齢者医療特別会計	214	212	2	2	84	0	0	
国民健康保険診療施設事業診療所特別会計	372	372	0	0	159	6	3	連結実質赤字額
公営企業会計等 計				833		14,071	10,220	

(= - ( + ) )

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。

( + )が負数の場合のみ

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額 / 不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数( - )で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足 額(実質収支)	左のうち一般会計等負担見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
青森市長管理組合	4	3	1	1	0	0	0	0	
青森市町村職員退職手当組合	16,185	16,184	1	1	0	3,020	0	0	
津軽広域連合	183	173	9	9	0	10	0	0	
津軽広域水道企業団津軽事業部	2,023	1,594	429	2,414	0	0	7,843	0	法適用
久吉ダム水道企業団	469	450	19	0	0	195	4,730	714	法適用
南黒地方福祉事務組合	454	430	24	24	0	0	153	44	
青森県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	523	419	104	104	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	115,547	111,774	3,773	3,771	0	596	0	0	
弘前地区環境整備事務組合	3,449	3,284	165	65	0	29	9,106	314	
黒石地区清掃施設組合	1,409	1,331	79	79	0	0	239	23	
弘前地区消防事務組合	2,655	2,642	13	13	0	91	1,467	13	
青森県交通災害組合	223	208	15	15	0	0	0	0	
青森県市町村総合事務組合	854	842	12	12	0	1	0	0	
一部事務組合等 計				6,508	0		23,537	1,108	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
平川市土地開発公社	1	22	5	0	0	0	0	0	
碓ヶ開発株式会社	4	23	19	0	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			24	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	1,267	1,342	75
減債基金	1,154	1,158	4
その他充当可能基金	1,540	2,059	519
充当可能基金計	3,962	4,559	597

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「」)	1.16	1.15	0.01	13.16	20.00	水道事業会計	145.3	134.9	10.4
連結実質赤字比率 (赤字の場合「」)	8.66	8.63	0.03	18.16	40.00	下水道事業会計		14.1	
実質公債費比率	20.7	19.9	0.8	25.0	35.0	簡易水道特別会計	0.0	0.0	0.0
将来負担比率	170.7	135.2	35.5	350.0					
財政力指数	0.28	0.29	0.01						
経常収支比率	95.2	91.5	3.7						

- (注) 1.「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数( - )で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2.早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
 3.「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「」で表示している。  
 4.「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

### 【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{将来負担額} = & \text{ + } + \text{ + } + \text{退職手当負担見込額} + \text{ + } + \text{ + } + \text{ + } \text{公的信用保証等に係る損失補償見込額} & \text{(百万円)} \\ & \text{ 4,515} \text{ (百万円)} & \text{ 0} \text{ (百万円)} & \text{ 36,483} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{充当可能財源} = & \text{ 充当可能基金} + \text{ 充当可能特定歳入} + \text{ 基準財政需要額算入見込額} & \text{(百万円)} \\ & \text{ 22} \text{ (百万円)} & \text{ 19,548} \text{ (百万円)} & \text{ 24,128} \end{aligned}$$

$$\cdot \text{算入公債費等の額} = \text{ 2,006} \text{ (百万円)}$$

## 7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

### (1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
実質赤字比率	-	わずかながら黒字(実質収支比率が1.15%)となっている。H20年度は基金の繰入がなく、比較的安定した財政運営ができた。しかしながら、自主財源の乏しい当市においては、引き続き赤字とならないようにするほか、集中改革プランをはじめとした行政改革を推し進め、健全な財政運営に努めたい。
連結実質赤字比率	-	連結実質収支額は962百万円と黒字(実質収支比率が8.63%)ではあるが、国保特会や介護特会については基金からの繰り入れを差し引くとほぼ収支が均衡している。また、効率的な事業運営を行うためにも複数あった下水道事業に関する会計は平成20年度より法適用企業会計に一本化している。 水道事業会計の収入確保策として戸別訪問・電話による使用料未収金の徴収対策、下水道事業会計においては料金改定などを検討している。 その他、一般会計からの繰り入れによって収支が均衡している診療所特会についても、繰入額を抑えるべく経営改善に取り組んでいく。
実質公債費比率	19.9%	早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っているが、決して安心できる数値ではない。下水道事業や公共施設整備事業、道路整備事業に要した起債額が数値を高める主な要因で、平成17年度は18.1%、18年度は20.3%、19年度が20.7%とわずかながら上昇してきた。 これに対し、交付税算入のない起債発行の抑止、長期計画に基づいた事業実施による計画的な起債発行、繰上償還や低利への借換などといった取り組みを行っており、19年度をピークに今後は緩やかではあるが下降する予定。平成22年度には17.1%となる見通しである。
将来負担比率	135.2%	分子中の将来負担額は36,483百万円で、標準財政規模(11,142百万円)の3倍を超えている。その中身は各会計の地方債(30,792百万円)と退職手当負担見込額(4,515百万円)がほとんどを占めていることから、新発債の抑止や繰上償還などによる公債費の適正化、集中改革プランに基づいた職員数の適正化を図る必要がある。
資金不足比率		
水道事業会計(法適)	-	収入については、拡張整備事業が既に終了していることから、新規加入者からの料金収入は大きく見込めない。戸別訪問や電話による未収金徴収対策を引き続き行っていく。支出については、運営の主体が維持管理であり、この費用を抑制していかなければならない。施設の修繕などに係る費用はもとより、管理する職員についても適正数を見極める必要がある。また、高利企業債については借換を行うなど、出来るかぎりの軽減を図っていく。
下水道事業会計(法適)	-	効率的な業務運営を行うために複数あった会計を20年度より下水道事業会計(法適)に一本化した。今後も経営改善のために基準外繰入れを行う必要がある。 今後大規模投資の予定はなく既存の維持管理業務が主となるが、この支出を抑制していく検討をするとともに、水洗化率の向上も努め、更には料金改定をも視野に入れ、基準外繰入れに頼らない会計全体での経営改善を進めていく。
簡易水道特別会計(法非適)	-	給水区域内人口が1,000人に満たない市の東部地区の水道事業を担うという特殊性などから、劇的な経営健全化は望めないものの、これまでどおり一般会計からの繰入金を少なくするべく歳出削減に努めていく。 上水道事業との料金差など、会計のあるべき姿については引き続き検討していく。

(注) 1 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「-」と表示している。

2 「将来負担比率」及び「資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「-」と表示している。

### (2) 今後の対応方針

<p>高い数値を示す実質公債費比率(19.9%)は下水道事業や公共施設整備事業、道路整備事業に要した起債額が主な要因である。全会計合計約346億円に上る地方債について、一般会計においてはH19～21で約12億円の繰上償還、各会計においても低利への借換などあらゆる方法を用いて改善を行い、平成22年には17.1%となる計画として後世への負担を少なくすることとしている。 事務事業全般についても集中改革プランや行政改革大綱を基本とした抜本的見直しを行い、市全体で歳出抑制に努めて最小限の経費としつつも、これまで以上の成果をあげられるよう創意工夫を図っていく。</p>
---